

令和3年7月20日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・スポーツ部スポーツ課職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・現在、スポーツ部の所管業務である、スポーツ推進委員関係業務、総合型地域スポーツクラブ関係業務等については、会議等に出席するスポーツ推進委員（市民の中から委嘱した方々）や、地域住民の方々の生業の都合を考慮して会議等の時間を設定するため所定勤務時間外に会議等が行われることが多いことから、勤務時間の割振り変更により対応しているところである。
- ・また、スポーツ部では、スポーツ推進委員協議会をはじめ、市体育協会、スポーツ少年団、市体育厚生協会、競技団体、各種スポーツ大会主催者、プロスポーツチーム、地域団体等多岐にわたる団体と連携、調整、協同し、事業を実施している。
- ・当該事業の実施にあたっては、事前の各種大会実行委員会や各団体の会議への出席、関係先との打ち合わせ等、所定勤務時間外に開催せざるを得ない場合がある。また、事業の実施は、土日祝、平日の夜間に開催される場合が大半を占めている。
- ・これまで、勤務時間の割振りの変更については、スポーツ推進委員関係業務、総合型地域スポーツクラブ関係業務に限定してきたが、他の業務においても同様のケースがあり、2事業以外については超過勤務により対応している。
- ・担当によって、業務内容は同様でも勤務時間の割振り変更、超過勤務と対応に差が生じており、問題を解消するとともに、柔軟な働き方を推進するため、勤務時間の割振りの変更ができる対象業務を拡充し、勤務時間の選択制の柔軟な運用を行うこととしたい。

(支部)

- ・本件について、スポーツ推進委員関係業務、総合型地域スポーツクラブ関係業務以外の業務においても同様の勤務時間を変更する必要性が生じていることは、組合員の健康管理、ワークライフバランスの面からも理解できる。
- ・勤務時間変更にあたっては、その必要性を精査の上、行うことが必要であると考え。また、一定期間経過後は検証も行うべきである。

(局)

- ・ご指摘の点については、適切に運用するよう引き続き管理監督者と連携して取り組んでいくとともに

に適切なタイミングで検証も行う。